

利用規約

- **Raptures**情シス代行サービス -

第1条(目的)

本規約は、Raptures合同会社(以下「甲」という。)が提供する情シス代行サービス(以下「本サービス」という。)に関するサービス内容および利用条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約が契約の内容を定めるものとして適用されます。

第2条(本サービス内容)

本サービスの内容は、本規約とサービス仕様書に定めるとおりとします。甲は、本規約または本サービス仕様書の全部または一部を変更する場合、14日前までにお客様(以下「乙」という。)へメールもしくは公式Webサイトで通知します。ただし、緊急の場合は、変更後速やかに通知するものとします。

第3条(本サービスの提供区域)

本サービスのうち、セキュリティ製品(UTM等)の設置・撤去等のオンサイト(訪問)作業、および訪問サポートを伴う対応の提供範囲は、東京都23区(島しょ地域を除く)、千葉県の一部(柏市、松戸市、流山市)に限るものとします。

第4条(本契約の締結)

1. 本契約は、契約希望者が本規約およびサービス仕様書の内容に同意のうえ、甲が指定する電子契約サービス等を用いて契約締結手続きを行い、当該手続きが完了した時点をもって成立するものとします。
2. 本契約の成立日を「契約開始日」とし、初期費用の支払義務は、契約開始日の属する月に発生するものとします。
3. 甲は、契約開始日以降、初期費用の対価として、甲指定の情報システム管理ツール(以下「指定管理ツール」という)の導入・設定、および顧客環境の初期ヒアリング(以下、これらを総称して「初期導入業務」という)を開始します。
4. 本サービスにおける日常のトラブル対応や機器管理等の通常運用業務(以下「通常サービス」という)は、初期導入業務(指定管理ツールの導入)が完了した日の属する月の翌月1日(以下「サービス開始日」という)より提供を開始するものとし、毎月のサービス利用料金は当該サービス開始日より発生するものとします。
5. 本契約の最低契約期間は、特段の定めがない限り、サービス開始日から起算して3ヶ月間とします。
6. 契約期間満了の1ヶ月前までに、乙または甲から書面または甲指定の方法による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件にてさらに3ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第5条(サービス提供までの手順およびセキュリティ製品の設置)

1. 本契約の締結完了後、通常サービスの提供およびセキュリティ製品の設置にいたる手順は、原則として以下の各号のとおりとします。

- a. 乙は、甲の求めに応じ、現在利用中のIT環境等の情報（以下「顧客IT環境情報」という）を甲に速やかに提供するものとします。
 - b. 甲は、前号の情報に基づき、指定管理ツールの発行、設定および導入業務を行います。
 - c. 指定管理ツールの導入が完了した日の属する月の翌月1日（サービス開始日）より、通常サービスの提供を開始し、同時に月額利用料金が発生します。
 - d. サービス開始日以降、通常サービスの範囲内において、甲はセキュリティ製品（UTMまたはEDR等）の設置・設定を、甲の計画に基づき順次実施するものとします。
2. 乙が顧客IT環境情報の提供を怠った場合、または乙の都合により指定管理ツールの導入に遅延が生じた場合であっても、甲の判断により、当初想定されたサービス開始日より月額利用料金を発生させることができるものとします。
 3. セキュリティ製品の設置・設定において、乙の環境に起因して遅延または設置不能が生じた場合であっても、サービス開始日および月額利用料金の発生日は一切変更されないものとし、これによる契約の解除または月額利用料金の減額等は行えないものとします。

第6条（本サービスの変更およびライセンスの追加・削減）

1. 乙は、本契約の成立後に、対象となるライセンス数（端末数）の増減、またはプランの変更を希望する場合、甲指定の変更申請フォームまたはメールにより甲に申し出るものとします。
2. ライセンス数が追加された場合、追加された日の属する月の翌月1日より、変更後の利用料金（1ライセンスあたりの追加料金を加算した額）を適用するものとします。
3. ライセンス数が削減された場合、削減の申し出があった月の翌月末日をもって当該ライセンスを解約するものとし、翌々月1日より変更後の利用料金を適用するものとします。月の途中の削減による日割り計算での返金等は一切行いません。
4. 本規約またはサービス仕様書に定めのない、大幅なサービス内容の変更または特約の付加を希望する場合は、甲乙間で別途合意する変更契約または覚書の締結によるものとします。

第7条（提供停止）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができます。
 - a. 本サービスの提供に必要なシステム、指定管理ツール、セキュリティ製品、その他関連設備等に障害が発生したとき
 - b. 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、公共の利益を優先する必要があるとき
 - c. その他乙の責に帰すべき事由または第三者の行為により、甲の業務の継続に著しい支障をきたすおそれがあると甲が判断したとき
2. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、7日前までにその旨を甲のホームページ上もしくはメールで通知します。ただし、緊急のためやむを得ない場合は、この限りではありませんが、停止後速やかにその旨を通知するものとします。

第8条(本サービスの料金および支払方法)

1. 本サービスの初期費用および月額利用料金は、契約締結時に電子契約書または見積書等にて提示され、確定した金額とします。
2. 乙は、本契約開始日の属する月に初期費用を、サービス開始日以降は毎月の利用料金を、甲が発行する請求書に定める期日までに支払うものとします。
3. 支払方法は、甲の指定する銀行口座への振込、またはクレジットカード決済等とします。なお、口座振込にかかる銀行手数料は乙が負担します。
4. 契約期間の途中で解約または提供停止となった場合であっても、支払済みの料金の返金、および当月分の利用料金の日割り計算による減額または返還は行わないものとします。

第9条(再委託)

1. 甲は、自己の費用と責任で本サービスの提供に係る業務の全部または一部について、第三者に再委託することができます。この場合、甲は、自己が本契約に基づき負う義務と同等の義務を当該第三者に対して負わせ、これを遵守させ、当該第三者が当該義務に違反した場合には、乙に対し直接責任を負います。
2. 乙は、本サービスの一部が再委託されることにより、乙の情報が再委託先に共有されることについて承諾するものとします。

第10条(権利義務の譲渡の禁止)

本契約に基づく権利または義務の全部あるいは一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、担保に提供することはできません。

第11条(保証)

1. 甲は、善良なる管理者としての注意をもって、本規約および本サービス仕様書に従い本サービスを提供します。
2. 本サービスの提供にかかわる甲の責任は前項の定めとの限りとします。
3. 本サービスを利用して乙が提供または送信する情報は、乙の責任で提供されるものであって、甲はその内容等についていかなる保証も行いません。
4. 甲は、本サービスの利用の結果に関して何らの保証を行うものではなく、また本サービスが乙の業務または事業活動において一定の目的を達成することを保証しません。

第12条(賠償)

1. 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、現実には発生した直接かつ通常生ずべき損害に限り賠償する責を負います。また、本項に定める損害には、乙の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害賠償につき甲が予見し、または予見し得た場合を含む。)は含まれません。

2. 本条に基づき甲が負担する損害賠償額の上限は、当該契約に係る月額利用料金の1ヶ月分に相当する金額とし、複数の損害が発生した場合でも、損害額の累計はこれを超えないものとします。
3. 乙は、第1項の損害の事実を知った日から7日以内に、書面をもって甲に通知しなければなりません。

第13条(免責)

前条の規定にかかわらず、甲は次の各号の一つに該当する場合は、これに起因して生じた損害について賠償する責を負いません。

1. 第7条による本サービスの提供停止および第21条による本サービスの廃止
2. 甲(第9条の再委託先を含む)が本サービスを継続するために当然に果たすべき対策を講じてもなお防げなかった第三者による本サービスの提供基盤システムへのハッキングまたはこれによるデータの改竄もしくは漏洩
3. 甲は、本サービス仕様書に定める内容に従って本サービスを提供するものとし、本サービスの対象となるコンピュータシステムもしくはそれを構成するハードウェア・ソフトウェアに関する稼動保証、性能保証および結果の正確性について何ら保証するものではありません。

第14条(不可抗力)

洪水、火災、地震、噴火等の天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力によって本契約の履行を遅延し、または履行不能を生じた場合は、乙と甲は、本契約に基づく一切の責任につき免責されます。

第15条(商号・本店所在地その他の変更通知方法)

商号・本店所在地その他本契約履行のために必要な連絡先情報等に変更が生じた場合、乙と甲は、速やかに相手方に対し書面(電子メールを含む。)にて通知します。ただし、自己のホームページ等により公開した場合は、その限りではありません。

第16条(秘密保持)

1. 乙および甲は、本契約の履行に伴い相手方から提供された営業上、技術上、その他業務上の情報(個人情報を含み、以下「秘密情報」という)を、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - a. 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - b. 開示を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
 - c. 開示を受ける前に既に正当に保有していた情報
 - d. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

3. 乙および甲は、本契約が終了した場合、または相手方からの要求があった場合、速やかに秘密情報を返却または破棄するものとします。

第17条(有効期間)

本契約の有効期間は、契約開始日から、契約終了日までとします。

第18条(解除)

1. 乙と甲は、相手方が次の各号に該当するときには、何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - a. 支払期日を経過してもなお料金を支払わない等本規約の条項の一に違反し、書面(電子メールを含む。)による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
 - b. 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。または、破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の開始決定がなされ、あるいは自らこれらの申立をしたとき
 - c. 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - d. 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - e. その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - f. その他、重大な過失または背信行為等、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
2. 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合、甲に対する一切の金銭債務につき期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済します。

第19条(反社会的勢力であることを理由とする解除)

乙と甲は、相手方に対し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文書による通知を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができ、一切の損害賠償義務を負担しません。

1. 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であるとき
2. 反社会的勢力が事業活動を支配し、または、反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体であるとき
3. 法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに反社会的勢力に該当する者がいるとき
4. 乙、甲、もしくはそれぞれの関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行なったとき

第20条(解約)

1. 本契約を契約期間の途中で解約する場合、乙は、解約希望日の1ヶ月前までに甲指定の方法により通知するものとします。ただし、支払済みの利用料金および初期費用は一切返金されないものとします。
2. 前項にかかわらず、第4条第5項に定める最低契約期間(3ヶ月間)の満了前に本契約を解約する場合、乙は、最低契約期間の残存期間分に相当する月額利用料金を、解約日までに一括して甲に支払うものとします。

第21条(本サービスの廃止)

甲は、廃止日の2ヶ月前までに書面で通知することにより本サービスの提供を廃止し、本契約を解約することができます。ただし、甲の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が不能になった場合、事前の通知を要することなく本サービスを廃止し、本契約を解約することができます。

第22条(本契約終了後の措置)

1. 本契約の全部または一部が解除もしくは解約され、もしくは本契約の有効期間満了に伴い終了した場合、甲にて指定管理ツールおよび各種セキュリティ製品のライセンス・ライセンスの削除または無効化を行います。
2. 本契約が終了した場合であっても第8条(本サービスの料金および支払方法)、第10条(権利義務の譲渡の禁止)、第12条(賠償)、第13条(免責)、第16条(秘密保持)、第18条(解除)第2項、第20条(解約)、第24条(合意管轄)および本条の各規定は、なおその効力を有します。
3. 乙は、本契約終了後、甲から貸与された機器(UTM等)がある場合、甲の指定する方法により契約終了日から14日以内に速やかに甲に返却(返送)するものとします。
4. 前項の機器の撤去・梱包・返送作業およびそれに要する費用は、乙の責任と負担において行うものとします。ただし、乙が甲に別途定める撤去費用を支払うことにより、甲または甲の指定する業者が撤去作業を代行することができます。
5. 乙が自ら返送を行う場合、返送時の梱包不備や配送過程で生じた機器の故障・破損・紛失等のリスク(危険負担)および返送送料は、乙の負担とします。
6. 乙より返却された機器に破損・不具合・付属品(電源ケーブル等)の不足が認められた場合、または期日内に返却がなされない場合、甲は乙に対し、機器本体代金および不備に応じた損害賠償金を請求できるものとします。

第23条(疑義解釈)

本規約に定めのない事項および本規約条項中疑義の生じた事項については、別途協議のうえ決定します。

第24条(合意管轄)

本契約に関して生じた紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。また、日本法を準拠法とします。

【改定履歴】

第 1.0 版 2026年6月12日 制定

第 1.1 版 2026年7月23日 一部修正

第 1.2 版 2026年8月6日 一部修正

第 1.3 版 2026年8月17日 一部修正